

新旧対照表

(別紙 18)

【電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 20 年 6 月 13 日財関第 678 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 不当廉売関税が課される電解二酸化マンガンの納税申告の方法      令第 1 条第 1 項に規定する不当廉売関税が課される特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、特定貨物については、関税法基本通達 67 - 4 - 17 に規定する取扱いによることはできないことに留意する。      ~ (省略)      航空貨物通関情報処理システム若しくは<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>又は税関手続申請システムを利用して輸入申告をする場合には、上記 から までの規定にかかわらず、「航空運送貨物電算関係税関連業務事務処理要領（税関事務編・税関手続編）」若しくは「海上運送貨物電算関係税関連業務事務取扱要領（税関事務編・税関手続編）」又は「税関手続申請システム（CuPES）事務処理要領（税関事務編・税関手続編）」により取り扱うこととする。</p>	<p>3 不当廉売関税が課される電解二酸化マンガンの納税申告の方法      令第 1 条第 1 項に規定する不当廉売関税が課される特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、特定貨物については、関税法基本通達 67 - 4 - 17 に規定する取扱いによることはできないことに留意する。      ~ (同左)      航空貨物通関情報処理システム若しくは<u>海上貨物通関情報処理システム</u>又は税関手続申請システムを利用して輸入申告をする場合には、上記 から までの規定にかかわらず、「航空運送貨物電算関係税関連業務事務処理要領（税関事務編・税関手続編）」若しくは「海上運送貨物電算関係税関連業務事務取扱要領（税関事務編・税関手続編）」又は「税関手続申請システム（CuPES）事務処理要領（税関事務編・税関手続編）」により取り扱うこととする。</p>